

公益社団法人高分子学会
高分子科学功績賞規程
(2021年5月24日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子科学功績賞の授賞については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本賞は、多年にわたり高分子の基礎または応用科学の発展のため、顕著な業績を挙げたものに授与し、その功績に報いるとともに、高分子科学の普及啓発に資し、その水準の向上に寄与することを目的とする。

(対 象)

第3条 本賞は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満55歳以上の本会会員で、次の各号の一つに該当し、かつ本会の発展に対し、寄与の大きかった個人を対象とする。

(1) 高分子基礎科学の領域で、独創的かつ優れた業績を挙げたもの。

(2) 高分子応用科学の領域で、高分子工業の確立または技術開発に顕著な業績を挙げたもの。

(賞)

第4条 本賞は、毎年7件以内とし、賞状および賞牌を受賞者に贈呈する。

(候補者の推薦)

第5条 本賞の受賞候補者の推薦は、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年10月末日までに、候補者が在籍する支部または本部の推薦委員会に提出する。

2 推薦委員会に関する内規は別に定める。

第6条 推薦委員会委員長は推薦された候補者の所定書類を整え、毎年11月末日までに、会長に提出する。

(受賞候補者の選考)

第7条 本賞の受賞候補者選考のため、高分子科学功績賞・高分子学会国際賞選考委員会をおく。

2 選考委員会に関する内規は別に定める。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第9条 受賞者の表彰は、年次大会の会期中の表彰式で行う。

(功績賞の英訳名)

第10条 本賞の英訳名は、SPSJ Award for Outstanding Achievement in Polymer Science and Technology (年) とする。

補 則

1. 本賞の受賞件数は、理事会の承認を得て1件追加することができる。
2. この規程は、理事会の承認を得て施行する。

(1981年5月11日一部改正理事会承認)

(1987年5月12日一部改正理事会承認)

(1998年5月19日一部改正理事会承認)

(2001年3月23日一部改正理事会承認)

(2005年3月8日一部改正理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2019年3月12日 理事会承認)